

第3次

内灘町子どもの権利条例推進計画



内 灘 町

はじめに

内灘町では、令和3年3月に「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」を基本理念とした「第2次内灘町子どもの権利条例推進計画」を策定し、各種施策を進めてまいりました。

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指し、子ども施策を総合的に推進することで「こどもまんなか社会」を実現することを目的としています。石川県でも令和7年12月に「いしかわ子どもの権利基本条例」が施行され、国や県の動きにおいても子どもの権利の保障を重視していく気運がより一層強くなっております。

近年、貧困や不登校、いじめや暴力、児童虐待、ヤングケアラーといった子どもをとりまく深刻な社会問題が後を絶ちません。また、令和6年能登半島地震が発生し、内灘町内は甚大な被害を受け、被災した子どもたちの心のケアも喫緊の課題となっております。

このような状況下において、私たちは、未来を担う子ども一人ひとりが、健やかに育ち、社会の一員として認められるべきであることを忘れてはなりません。

第2次推進計画から5年が経過したことを受け、これまでの取り組みの検証を行い、明らかになった現状や新たな課題を踏まえて計画を見直し、「第3次内灘町子どもの権利条例推進計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、子どもたちが健やかに育つことを願い、よりよい社会環境となるよう、家庭、学校、地域社会と連携し、推進計画に掲げる施策に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました内灘町子どもの権利委員会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

令和8年3月

内灘町教育委員会教育長 桐山 一人

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 これまでの取り組みとアンケートからみる 現状と課題	4
1 これまでの取り組みの検証	
2 子どもの権利に関するアンケート調査の実施	
3 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題	
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	
2 基本目標	
3 体系図	
第4章 計画の基本施策	12
1 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。	
2 大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。	
3 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。	
4 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参画しよう。	
5 子どもが、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。	
6 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。	
7 子どもの最善の利益が優先され、健康で安心・安全に生活できるまちをつくろう。	
第5章 計画の推進体制と検証	22
1 計画の推進体制	
2 計画の検証	

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

- 1 内灘町子どもの権利条例
- 2 条例に関するQ&A
- 3 内灘町子どもの権利委員会設置要綱
- 4 内灘町子どもの権利委員会 委員名簿
- 5 第3次内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過
- 6 第2次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表（抜粋）
- 7 子どもの権利に関するアンケート調査結果（抜粋）

第1章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

内灘町では、子どもの健やかな成長を願い、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とした「内灘町子どもの権利条例（以下「条例」といいます）」が平成24年1月1日に施行されました。

令和8年に策定した第6次内灘町総合計画の中では「ともに支え、ともに歩む 希望育むまち うちなだ」を掲げており、その基本理念の1つに「学び成長し活躍できる 心豊かに未来を拓くまちづくり」があります。

また、国の第4期教育振興基本計画でも、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上が掲げられており、子どもそれぞれが幸せや生きがいを感じるだけでなく、子どもを取り巻く地域や社会のつながりが重要とされています。それらの基本理念の実現のためには、子どもの権利を尊重し、保護者や家庭、学校、幼稚園及び保育所等、地域社会のそれぞれが役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めていく必要があります。

内灘町子どもの権利条例推進計画は、条例に基づき、子どもの権利に関する各種施策を総合的に推進するために策定するものです。

第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（以下「第3次推進計画」といいます）は、第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（以下「第2次推進計画」といいます）の基本理念、基本目標、基本施策を継承しつつ、これまでの取り組みや子どもの権利に関するアンケート調査の結果等から明らかになった課題を踏まえ、具体的な取り組みを反映した計画となっています。

2 計画の位置づけ

本町は子育て支援のまちづくりを町政の重要施策とし、保健センターでの母子保健、子育て支援センターでの各種事業、教育・保育事業、こども家庭センターでの子育て相談、児童虐待対応、ヤングケアラー支援などの相談事業をはじめ、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備など、子どもの健全育成に関する施策を積極的に推進し、人と地域のウェルビーイングの具現化に努めることとしています。

第3次推進計画は、条例第17条に基づく基本計画として位置づけ、子どもの権利に関連する各種施策等と連携を図っていきます。

3 計画の期間

計画の期間は、2026年（令和8年）度から2030年（令和12年）度までの5年間とします。

第2章

これまでの取り組みと

アンケートからみる

現状と課題



第2章 これまでの取り組みとアンケートからみる現状と課題

1 これまでの取り組みの検証

第2次推進計画（計画期間2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間）で定めた施策の実施状況を子どもの権利委員会で検証しました。（詳細は資料編 p39～41 を参照）

2 子どもの権利に関するアンケート調査の実施

町内の子どもや保護者に対し、子どもの権利に関する意識や内灘町子どもの権利条例の認知度等について把握し、第3次推進計画策定の参考資料とするため、アンケート調査を実施しました。（詳細は資料編 p42～48 を参照）

3 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

「子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表」、「子どもの権利に関するアンケート調査」などから、第3次推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

（1）子どもの権利について普及、啓発活動の推進

子ども・保護者ともに、子どもの権利条例の認知度がとても低い現状です。また、教職員や町民の方への周知も大切です。子どもと大人双方に子どもの権利条例の「めざすもの」「大切にしたい考え」等について普及啓発を推進し、町全体で子どもの権利を保障していくため、啓発資料の配布や学習の機会の提供等に取り組んでいく必要があります。

（2）子どもの自己肯定感を育む取り組みの推進

令和2年実施時のアンケート結果（4割）より数値は改善傾向にありますが、依然として自分のことが好きではない、あまり好きではないと感じている子どもが2割以上います。子ども一人ひとりが社会で大事にされているという経験や、子ども自身が

自分は自分らしくしてよいのだと自覚できる具体的な機会を、家庭・学校・地域が連携して増やしていくことが必要となります。

(3) 子どもの居場所の充実

どんな子どもにもくつろぎのある居場所が保障されていますが、安心していられるところが少ないと感じている子どもが一定数いるという現状があります。

関係機関や地域が連携して、安心・安全な子どもの居場所づくりを推進していくことが必要となります。

(4) 子どもの意見表明の機会の充実、拡大、及び子どもとのコミュニケーションの充実

現状では、話を聞いてもらえていない子ども、話を聞いてあげられていない保護者が一定数います。また、SNS や AI 等インターネット上で問いかける子どももいます。子どもが家族と対話する時間を持つことができ、学びの施設、地域など、どのような場面においても自由に意見を表明し、大人はその思いや考えを受け止めることが引き続き必要となります。

また、町は、必要に応じて子どもの権利に関する施策を含む町政について子どもの意見を求めるため、「子ども会議」を実施し、地域学習や公民などの授業で学んだことをもとに提言された子どもたちの意見を傾聴していく必要があります。

(5) 子どもや保護者の相談体制の整備

現状では、困ったり、悩んだりした時に相談できない子どもが一定数います。

また、SNS や AI 等インターネット上で相談する子どももいます。いじめや児童虐待、ヤングケアラー、ひとり親家庭が抱える問題など、子どもや保護者が困ったり、悩んだりしたときにひとりで抱え込まずに相談しやすい体制を整えていくとともに、相談すると気持ちが少し楽になるというメッセージを発信していく必要があります。

(6) 能登半島地震後の子どもの心のケア・環境整備

令和6年能登半島地震が発生し、「怖かった」「びっくりした」と回答した子が多い結果となりました。一方、「学校で元気なみんなに会えて安心した」「家族といっしょにいることがうれしいと思うようになった」「自分や他の人が生きていることは大切なことだと思うようになった」と回答した子どもも多く、つながりの大切さを感じたようです。関係機関や地域が連携し、被災した子どもの心のケアに継続して取り組むとともに、今後は子どもが地域で防災・減災の視点で主体的に活動する取り組みも考えていくことが必要となります。また、震災後、施設の利用が制限され、思うようにスポーツ活動が出来ないと悩んでいる子どももいました。町は、震災からの復興に最大限の努力を傾けるとともに、子どもたちがのびのびと活動できるようにイベントの開催や、施設の復旧など環境整備を進めていく必要があります。

これらの課題を踏まえて、第3次推進計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、
一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」

内灘町子どもの権利条例の前文には、この条例に対する町の思いが込められています。計画の基本理念は、この条例の前文を凝縮したものです。

～条例前文から～

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に^{さんさん}燦々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、^{きはんいしき}規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともに作り上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重することを宣言し、この条例を定めます。

2 基本目標

(1) 大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう

子どもは大人に比べて、社会的に弱い立場にあるため、力で抑圧されたり、騙されたり、虐げられるなど、基本的人権が不当に侵害されやすい状況に置かれています。

大人は、先行する世代としての使命と自らの意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、子どもの成長及び子育てに関心を持ち、子どもの権利を守るために、それぞれの立場で相互に連携して協力するよう努めるものとします。

(2) 子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう

子どもは、権利の主体として自らの権利を知るとともに、相手にも同様の権利があることを知るのが大切です。その上で思いやりを持って誰もが互いに尊重し合いながら、自分らしく伸び伸びと健やかに成長していくことができるように、子どもの権利に関する理解を深め、意識を高めます。

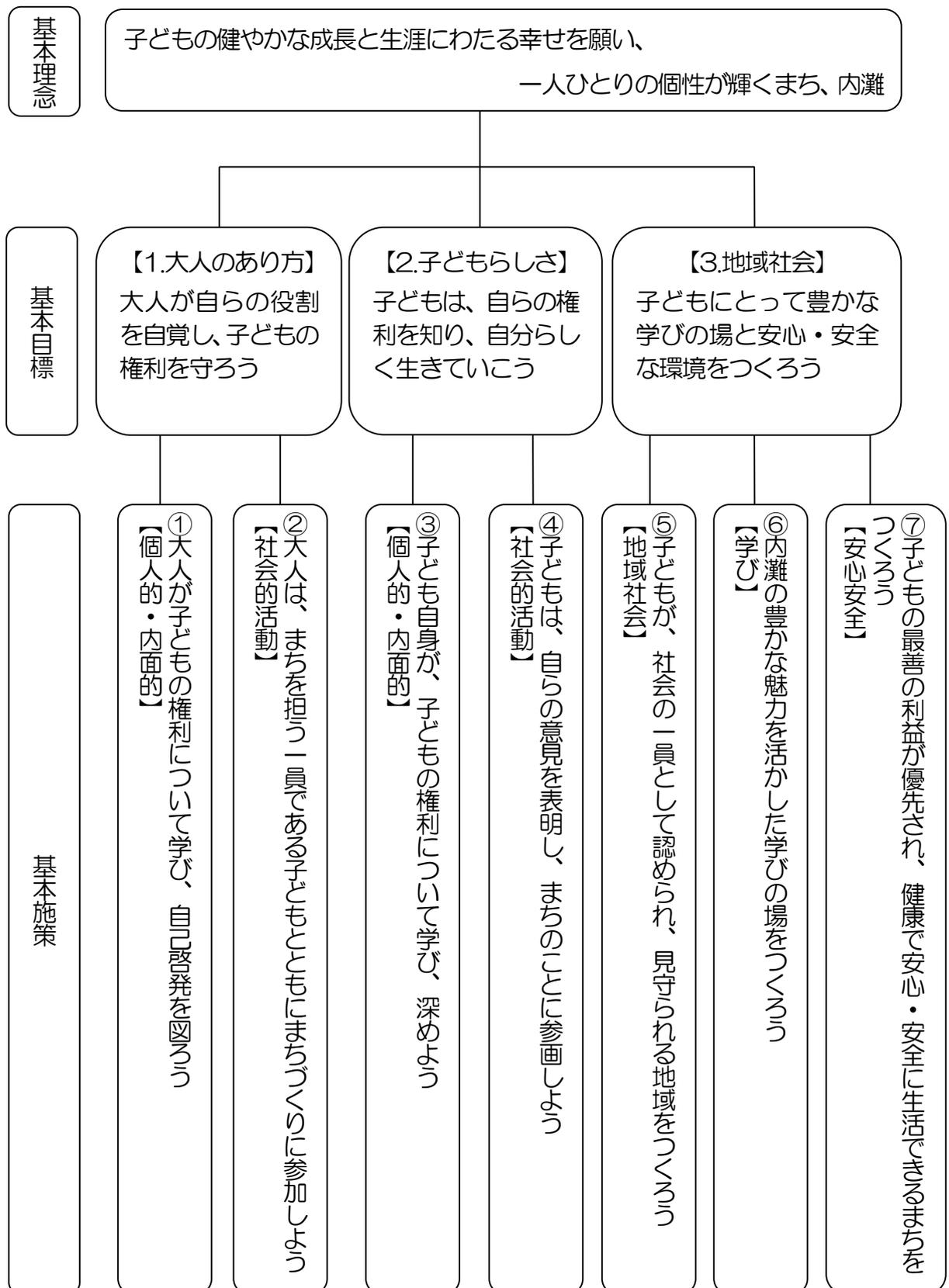
また、子どもたちが自分の力で考えながら、地域社会に参画していく取り組みを推進していきます。

(3) 地域社会：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう

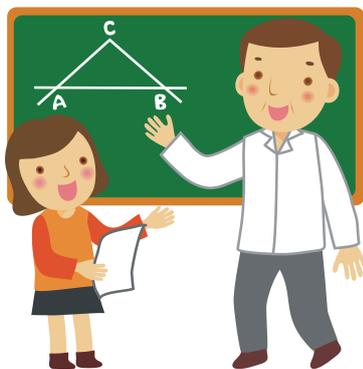
子どもの豊かな成長には、様々な経験を積むことが重要な役割を果たすため、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等の体験活動の場を設けます。

また、子どもが健康で、安心・安全に生活できるように、子どもを取り巻くよりよい環境づくりを推進します。

3 体系図



第4章 計画の基本施策



第4章 計画の基本施策

【基本目標1】

大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう。

基本施策1)

大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。

現在、「子どもの権利」という言葉は広く知られているとは言えないことから、保護者や学びの施設、地域など大人を対象として子どもの権利について学習する機会を設け、普及啓発を推進します。

○具体的な取り組み

- 1 大人向けの啓発チラシやパンフレットを作成し、活用する。
- 2 年1回以上、広報や町LINE、子どもに関する各種パンフレットに子どもの権利について記載し、町民へ周知を図る。
- 3 町は、人権週間（12月4日～10日）や授業参観等でパンフレット（紙媒体またはデータ）を保護者や教職員等へ配布し、周知を図る。
- 4 町（子育て支援センター、保健センター、こども家庭センター、学童保育等）、学びの施設（学校、幼稚園及び保育所等）、子どもに関係する団体（子ども会、PTA、子育てサークル等）、地域において、子どもの権利について学ぶ機会を設ける。町は、学習資料の提供を行う。
- 5 子どもの成長度合いによって、子育ての課題や悩みが異なることから、ライフステージにあわせた子育てセミナーを実施する。
- 6 大人が子どもの権利を身近に感じられるよう、町や町会（児童部）の行事等で大人と子どもがともに学び合い関わり合える機会を設ける。
- 7 子育てセミナーやPTA大会など保護者が多く集まるイベントの場で、啓発活動を実施し、子どもの権利について学ぶ機会を設ける。

○評価指標

- 大人の「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和12年度に50%以上）

基本施策2)

大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。

まちづくりの主役は地域住民です。大人が自らの経験を踏まえて、感性豊かな子どもと一緒に話し合い、地域のまちづくり活動を行うことは、次代の内灘町を担う子どもたちの良い経験となります。

大人は、子どもが意見を表明しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、愛情をもって子どもの意見をしっかり受け止め、地域のまちづくり活動に子どもの意見を活かしていくように配慮していきます。

○具体的な取り組み

- 1 地域住民と子どもとのコミュニケーション活動を推進する。
- 2 「ともに支え、ともに歩む 希望育むまち うちなだ」づくりのため、施設や地域において子どもと一緒にできるイベントやボランティア活動を推進する。
- 3 大人と子どもが地域のまちづくり活動に参画しやすい雰囲気をつくるために、各地区公民館等で子どもの権利に関するパンフレットを設置し、子どもの権利について考える機会をつくるとともに子どもは地域社会の一員であるという認識を培うものとする。

○評価指標

- 各地区公民館事業等において子どもの権利を意識した活動や地域住民と子どもがともに活動するイベントやボランティア活動の実施（各公民館で年10回以上）

【基本目標2】

子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう。

基本施策3)

子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。

子どもは、誰もが一人の人間として、社会生活において幸福な生活を営むために必要な人権をもつことを学び、相手にも同様の権利があることを知ることが大切です。思いやりを持って互いに尊重し合いながら人権意識を身につけることができるように、学習機会を提供していきます。

○具体的な取り組み

- 1 子ども向けの啓発チラシやパンフレットを作成し、活用する。
- 2 全学校において、人権週間（12月4日～10日）や道德の授業の際に、子どもの権利条例の周知と子どもたち自身が自分たちの権利について学ぶ「内灘町子どもの権利条例を学ぶ授業」を学年ごとで実施する。
- 3 町は、人権週間（12月4日～10日）等でパンフレット（紙媒体またはデータ）を学校、幼稚園及び保育所等を通じて子どもへ配布し、周知を図る。
- 4 学びの場や地域において、子どもが自分らしく生きられるよう自他のよさや多様性を認める声かけをしたり、一人ひとりの子どものよさを活かして活躍できる場を設定する。
- 5 子育て施設や学びの施設・町立図書館などに、人権意識を啓発するような推薦図書置き利用に供するものとする。

○評価指標

- ・ 子どもの「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上
(令和12年度に50%以上)
- ・ 小中学校での学習（各校年1回以上、学年ごと）
- ・ 子どもの自己肯定感の向上
(自分のことが好きと回答する割合 令和12年度に80%以上)

基本施策4)

子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参画しよう。

子どもは、家庭や学校、地域などさまざまな場面において自分の考えを持ち、その思いを表明し、経験を積み重ねることで自立性や社会性を育むことができます。

自分の考えや思いを伝え、大人とのやりとりを重ねながら、子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。

○具体的な取り組み

- 1 町は、子どもの意見や要望をもとにしたイベントや体験活動を実施する。
- 2 町は、子どもの権利に関する各種施策を含む町政について、子どもの意見を求めるため、「子ども会議」を開催する。子どもたちが小中学校において地域学習や公民などの授業で学んだことをもとに町職員へ思いや考え、願いを伝え、子どもたちと職員の双方向で意見交換を重ねる場を設ける。
- 3 町は、町政に対する子どもの意見を可能な範囲で施策に反映するよう努めるものとする。

○評価指標

- ・ 子ども会議の開催（年1回以上）

【基本目標3】

地域社会：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう。

基本施策5)

子どもが、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。

核家族化や少子高齢化、日常における人間関係の希薄化により、年々、地域の大人が子どもと身近に接する機会が減ってきています。

地域の住民同士がつながり・絆を深め、子どもを社会の一員として認識し、社会全体で子どもを育てるように努めるものとします。

○具体的な取り組み

- 1 地域の住民が子どもを温かく見守るため、挨拶運動や防犯などの街頭活動を積極的にを行い、子どもとふれあう機会を設ける。
- 2 地区や学校PTAなどが母体となる自主的な子ども育成組織の充実を図る。
- 3 地域のつながりを深め、子どもの居場所づくりを推進するため、子ども会・児童部、青年部等の活動をより活性化する。
- 4 祭りや行事等の各種活動を通して、地域の住民と子どもが交流する。
- 5 子どもが地域の年長者や年配者と交流する機会を設ける。

○評価指標

- ・ 子ども会・児童部、青年部等の活動の参加率向上
(「地域の行事に参加している」と回答する割合 令和12年度に80%以上)

基本施策6)

内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。

子どもが知識と教養を身につけ、安心して遊び、豊かな学びや様々な体験ができる場の充実を図ります。

○具体的な取り組み

- 1 遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等での豊かな体験、活動を充実させ、それらを伸び伸びと行うために必要な施設を確保する。また、能登半島地震の影響で使用できなくなった学びの施設の復旧を進める。
- 2 内灘の文化・歴史・自然を学ぶための体験教室やまち巡りツアーなどのイベントを開催する。

○評価指標

- ・ 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（わくわく体験教室）の開催（年50回以上）

基本施策7)

子どもの最善の利益が優先され、健康で安心・安全に生活できるまちをつくろう。

子どもは健康で、安心・安全な生活を送ることができなければなりません。虐待、育児放棄、ヤングケアラー（※1）、性暴力、学校や部活動でのいじめや仲間はずし、障害のあることなどを理由とした差別、先生からの体罰などは、子どもの権利の侵害です。

子どもの権利侵害が起きた場合に、子どもが安心して相談できるように、また、大人が子どもの気になる様子を見逃すことのないように、家庭、学びの施設、地域、こども家庭センター、児童相談所等がそれぞれ役割をもって連携した相談体制づくりが求められます。

※1 ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者

○具体的な取り組み

- 1 保護者が安心・安全な子育てを行うための支援体制の充実を図る。
- 2 子どもが悩みごとを相談しやすい体制の充実を図り、教員など身近な大人からの声かけ等により相談しやすい雰囲気醸成する。
- 3 子どもや保護者に相談機関（こども家庭センター、町教育委員会、スクールカウンセラー等）の周知を図る。
- 4 相談することの大切さやSNSやAIの適切な使い方について、広報や町LINEでの周知や県作成のリーフレット配布等による啓発をし、家族と話し合う機会を設ける。
- 5 虐待、育児放棄、ヤングケアラー、性暴力、いじめ防止に対する意識啓発を子どもと保護者の双方に行う。
- 6 町や学校、PTA、家庭、地域が連携して、ノーマディアデー、親子読書デー、親子コミュニケーションタイムなど、親子でより深くコミュニケーションが取れる機会を設ける。

○評価指標

- 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上）
- 子どもが困ったり、悩んだりした時に相談できる体制づくりの推進
（「誰にも相談しない」と回答する割合 令和12年度に5%以下）

第5章 計画の推進体制と検証



第5章 計画の推進体制と検証

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、町民が子どもの権利の重要性を理解し、地域の大切な宝物である子どもたちを、地域全体で守り育てていく必要があります。

町は、子ども会等の地域団体や学びの施設と連携を図りながら、必要に応じて内灘町子ども会議及び内灘町子どもの権利委員会に意見を求め、教育、福祉、保健などの関係部署が連携して、子どもの権利に関する施策を推進するとともに、ウェルビーイングな内灘のまちづくりに取り組みます。

2 計画の検証

計画の各基本施策に挙げた具体的な取り組みの実施に努め、施策目標についての実施状況を2030年（令和12年）度に子どもの権利委員会が検証します。また、計画期間中の社会の変化に応じて、調査研究を適宜行っていきます。

計画の基本施策		評価指標
1	大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。	・大人の「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和12年度に50%以上）
2	大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。	・各地区公民館事業等において子どもの権利を意識した活動や地域住民と子どもがともに活動するイベントやボランティア活動の実施（各公民館で年10回以上）
3	子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。	・子どもの「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和12年度に50%以上） ・小中学校での学習（各校年1回以上、学年ごと） ・子どもの自己肯定感の向上 （自分のことが好きと回答する割合 令和12年度に80%以上）
4	子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参画しよう。	・子ども会議の開催（年1回以上）

計画の基本施策		評価指標
5	子どもが、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会・児童部、青年部等の活動の参加率向上（地域の活動に参加していると回答する割合 令和12年度に80%以上）
6	内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（わくわく体験教室）の開催（年50回以上）
7	子どもの最善の利益が優先され、健康で安心・安全に生活できるまちをつくろう。	<ul style="list-style-type: none"> 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上） 子どもが困ったり、悩んだりした時に相談できる体制づくりの推進 <p>（「誰にも相談しない」と回答する割合 令和12年度に5%以下）</p>

（計画期間：2026年（令和8年）度から2030年（令和12年）度まで）

資料編



1 内灘町子どもの権利条例

平成二十三年十二月二十六日

条例第十七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
 - 第二章 子どもの未来のために(第六条—第十条)
 - 第三章 この町で育つ(第十一条—第十四条)
 - 第四章 未来へ向かって(第十五条—第十八条)
 - 第五章 雑則(第十九条)
- 附則

前文

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に^{さんさん}燦々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、^{きはんいしき}規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともにつくり上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を

尊重することを宣言し、この条例を定めます。

第一章 総則

(めざすもの)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くことを目的とします。

(条例が定めるもの)

第二条 この条例において「子ども」とは、町内に居住、又は通学若しくは通勤している十八歳未満の人とこれに準ずる人をいいます。

(大切にしたい考え)

第三条 子どもは、町の宝です。

2 子どもは、社会の一員として尊ばれます。

3 大人は、先行する世代としての使命を自覚し、子どもへの理解に努めます。

4 地域社会は、一体となって子どもを愛しより良い成長の手助けをします。

5 いかなる場合も子どもの最善の利益を優先します。

(町がすること)

第四条 町は、あらゆる施策を通じ、子どもの自主的な活動を支援及び奨励し、並びに子どもが主体的に物事に参加できる仕組みづくりに努めます。

(私たち町民の役割)

第五条 私たち町民は、子どもの個性や考えを認め、理解し、互いに尊重し合います。

2 私たち町民は、子どもの権利を認め、家庭や地域における人と人との繋がりの中で、必要な支援を行います。

第二章 子どもの未来のために

(愛される権利)

第六条 子どもは、社会の大切な存在として誰からも無条件に愛されます。

(学びへの権利)

第七条 子どもは、国家及び社会の担い手としての知識と教養を身につけるための教育を受け、学習することができます。

2 子どもは、あらゆる人とのより良い人間関係の中で学ぶことができます。

3 子どもは、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域(郷土)等の豊かな体験、活

動、出会いの中で学ぶことができます。

(健康に生きる権利)

第八条 子どもは、常に健康に配慮がなされ、適切な医療の提供を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第九条 子どもは、衣食住、休息及びくつろぎのある居場所等が保障され、いつでも、どこでも安心安全な環境の中で育てられます。

2 子どもは、差別やいじめ、虐待を受けることなく、安心して生きることができます。

3 子どもは、その置かれた環境で安心安全が守られない場合、その境遇からの保護又は救済を求め、それを受けることができます。

(自分らしく生きる権利)

第十条 子どもは、常に自らの尊厳が守られ、自分らしく生きることができます。

2 子どもは、家庭、地域、学校及び公共施設等のあらゆる場で、年齢や成長の度合いに関わらず自由に自分の意見を表現することができ、その意見は尊重されます。

3 子どもは、適切な支援及び助言が受けられるとともに、自らに関することを自分で決定することができます。

第三章 この町で育つ

(保護者や家庭の役割)

第十一条 保護者は、子どもを養育する第一義的な責任を負う者であることを自覚し、子どもを尊重するとともに、年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

2 家庭は、あらゆる危険から子どもを守り、子どもが成長するために必要な安らぎを得られる場所であるよう努めます。

(学校、幼稚園及び保育所の役割)

第十二条 学校、幼稚園及び保育所(以下「学びの施設」という。)は、子どもが豊かな人間性を育むための重要な機関であることを認識し、子どもの権利の保障に努めます。

(地域社会の役割)

第十三条 地域社会は、祭りや行事等の各種活動を通して、大人と子どもが交流する

とともに、その有する教育力を活かして、子どもを地域全体で見守り、育てるよう努めるものとします。

(連携と協働)

第十四条 この条例に規定する子どもの権利は、家庭、学びの施設及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めるものとします。

第四章 未来へ向かって

(子ども会議)

第十五条 町は、子どもの権利に関する施策を含む町政について子どもの意見を求めるため、必要に応じて内灘町子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催します。

2 子ども会議は、子どもの自主的、かつ、自発的な取り組みにより運営され、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののほか、町長その他の執行機関に対し意見を提出することができます。

(子どもの権利委員会)

第十六条 町は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、必要に応じて内灘町子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を設置します。

2 権利委員会は、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののほか、町長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもの権利の保障の状況について調査、審議及び答申を行うものとします。

(推進計画)

第十七条 町は、子どもの権利に関する各種施策を推進するにあたっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 町は、前項の推進計画を定めるにあたっては、町民、第十五条に定める子ども会議及び前条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

(施策の推進)

第十八条 町は、前条に定める推進計画に基づき、子どもの権利に配慮した施策を推進するものとします。

第五章 雑則

(その他)

第十九条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

2 条例に関するQ&A

Q1.

「子どもの権利」とは何でしょうか？

A1.

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期をいきいきと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持っており、日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されているものです。

子どもは、弱く未成熟な存在であるとともに、成長・発達する過程にある存在です。このような子ども期の特殊性を踏まえたうえで、子どもが、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、町全体で支援していくことが求められます。

Q2.

児童の権利に関する条約とは何でしょうか？

A2.

子どもたちの基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られることを願って、1989年、国連において採択されたのが「児童の権利に関する条約」です。日本でも1994年に同条約を批准しています。

Q3.

児童の権利に関する条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？

A3.

子どもたちを取り巻く状況は、いじめ、不登校、虐待など、深刻な問題が多く発生しています。

この条例は、内灘町の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。もちろん、条例の前文に、「日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき」と表現しているように、憲法や条約に定める基

本的人権の範囲を逸脱して、新たな権利を定めるものではありません。

子どもは家庭や地域社会の愛情に包まれ、権利を保障されることにより、豊かな人格を形成し健やかに成長していくことができます。

内灘町においても、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備が大切であると考え、内灘らしい「子どもの権利条例」を作ろうと考えました。

Q4.

この条例を作るために、どのような取り組みをしてきたのですか？

A4.

平成20年11月「内灘町子どもの権利条例検討委員会設置要綱」を公布、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関、公募による委員などで構成される検討委員会を平成21年1月に設置し、「子どもの権利アンケート」により子どもの意見を、また、内灘町町民意見等募集（パブリックコメント）手続実施要綱に基づき、郵送、FAXまたは電子メールによる意見募集と、意見交換会により、広く町民全体の意見を取り入れた条例づくりを目標に3年近くをかけて検討を進めてきました。

Q5.

子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起りませんか？

A5.

子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起らないようにするためにも、「年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い」と条例にあるとおり、保護者はどのようなことが権利の濫用に当たるのかということ、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。

町は、条例により、このように権利を定めることで、内灘町に住む一人ひとりの子どもが、自らの権利に関心を持ち、正しく学び、そして他人の権利を尊重することを学習できる大きなきっかけになると考えています。

Q6.

権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人になるのではないですか？

A6.

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということもありますが、子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、すべての子どもが無条件に有しているものです。

子どもの権利は、いわば、子どもの基本的人権ともいうことができます。しかし、権利や自由とは、自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利を行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもは、我がままになるのではなく、むしろ、自然に、相手の気持ちを想像できるようになり、子どもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力、他者の配慮をする力などが養われると考えています。

Q7.

子どもに対して権利が保障されている反面、保護者・家庭、学びの施設や地域の役割では「努める」となっているようですが、「しなければならない」ではないのはどのような考え方ですか？

A7.

この条例で定めている内容は、条約の趣旨を、内灘町の実情に即した形で具現化するものであり、この条例によって、新たな義務を町民等に課すものではなく、条約に基づき有している町民等の責務を改めて確認するものと考えています。

Q8.

条例には保護者・家庭や学びの施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

A8.

保護者・家庭、学びの施設の方には、本条例の趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取り組みを行っていただきたいと考えています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などの教育のことであり、日常生活を送るうえで、または、将来、社会で活躍するために、正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことで、保護者の大切な役割です。子どもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ、正しいしつけを受けることも、大切な子どもの権利の一つであると考えられます。

教育についても同様であり、これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。

Q9.

第2条に「子ども」が定義されていますが、「これに準ずる人」というのはどのような人ですか？

A9.

この条例では18歳未満を「子ども」と定義しています。「これに準ずる人」とは、18歳に達した者でも、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の者と取扱いを同じくすることが適当なこともあり、18歳未満の者が通学する学びの施設に、同様に通学する者が該当します。

3 内灘町子どもの権利委員会設置要綱

令和二年六月三十日

教委告示第六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、内灘町子どもの権利条例(平成二十三年内灘町条例第十七号)(以下「条例」という。)第十六条第一項の規定により、内灘町子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第二条 委員会は、条例第十六条第二項及び第十七条第二項に規定する事項を所掌する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年七月一日から施行する。

(内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱の廃止)

2 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱(平成二十四年内灘町教委告示第二号)は、廃止する。

4 内灘町子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属等	氏名
学識経験者	金沢大学 名誉教授	浅野 秀重
各種団体代表	内灘町民生児童委員協議会 代表	谷野 八重
	人権擁護委員 代表	藤田 邦子
	内灘町公民館協議会 会長	金子 弘志
	内灘町子ども会連絡協議会 会長	松川 美衣
	内灘町PTA 連合会 代表	美野 聡志
関係行政機関 職員	内灘町保健センター 所長	上前 久美子
	内灘町立保育所長 代表	岡田 順子
	内灘町子ども家庭センター 所長	西村 美和
	内灘町校長会 代表	杉谷 恵子
	内灘町教育センター 所長	能戸 威久子

事務局

区分	役職	氏名
事務局	教育長	桐山 一人
	教育部長	中川 裕一
	文化スポーツ課長	中村 友和
	文化スポーツ課長補佐	大久保 悌貴
	文化スポーツ課 主事	長尾 雅

5 第3次内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過

- 令和 7年 8月 8日 第1回内灘町子どもの権利委員会
- ・第2次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況の検証及び計画の見直しについて
 - ・子どもの権利に関するアンケート（案）について
- 令和 7年 9月 子どもの権利に関するアンケート調査の実施
- 令和 7年11月28日 第2回内灘町子どもの権利委員会
- ・子どもの権利に関するアンケート調査結果について
 - ・第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）について
 - ・第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の実施について
- 令和 8年 1月 5日 第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の実施
- ～令和8年 1月26日 ⇒意見提出 2件
- 令和 8年 2月24日 第3回内灘町子どもの権利委員会
- ・第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の結果について
 - ・第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（案）について
- 令和 8年 2月24日 内灘町子どもの権利委員会が第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（案）を内灘町教育委員会に提出
- 令和 8年 3月 3日 議会3月会議に上程
- 令和 8年 3月17日 議会議決

6 第2次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表（抜粋）

（達成状況 ○：達成しているもの、△：どちらともいえないもの、×：達成していないもの）

基本施策		
評価指標	達成状況と今後の課題	
1 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。		
・大人の「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上）	×	内灘町子どもの権利条例を知っていると回答した方の割合は13.2%と低かった。今後も、保護者・教職員・町民の方へ周知を続けていく必要がある。
2 大人は、まちを担う一員として子どもとともにまちづくりに参加しよう。		
・各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（5年間で全公民館）	△	各地区公民館の多様な行事の中で、親子や世代の違う地域住民がともに活動した。大人が、子どもと関わる中で、子どもの意見や思い等について考える機会となった。ただし、子どもの権利の学習に焦点をあてた行事は、実施されなかったため、今後取り組む必要がある。
3 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。		
・子どもの「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上）	×	内灘町子どもの権利条例を知っていると回答した子どもの割合は7.8%と低かった。学校、地域等での周知に力を入れていく必要がある。
・小学校での学習（各校年1回以上、学年ごと）	△	人権擁護委員による人権教室を開催し、各小学校において、年1回、子どもの権利についての学習を実施した。ただ、学年ごとの開催は出来なかったため、今後も引き続き実施していく必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> 子どもの自己肯定感の向上 (自分のことが好きと回答する割合 令和7年度に70%以上) 	○	自分のことが好きと回答した割合は76.1%と目標の水準まで達成できた。今後も引き続き子どもの自己肯定感の向上に向けて学校や地域と連携した取り組みが必要である。
--	---	---

(達成状況 ○：達成しているもの、△：どちらともいえないもの、×：達成していないもの)

基本施策		
評価指標	達成状況と今後の課題	
4 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。		
<ul style="list-style-type: none"> 子ども会議の開催(年1回以上) 	△	広義の子ども会議として、内灘町子ども会連絡協議会の子ども委員会等において啓発パンフレットを配布していたが、今後取組方法に検討が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 子ども議会の開催(目標年度までに1回以上) 	○	令和3年度に実施した。
5 子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。		
<ul style="list-style-type: none"> 子ども会・児童部、青年部等の活動の参加率向上 (「がんばっていること」に「子ども会・児童部、青年部等の活動」と回答する割合 令和7年度に10%以上) 	×	「がんばっていること」に「子ども会・児童部等の活動」と回答した子どもは1.7%と低かった。地域とのつながりを深めるために、地域行事に積極的に参加してもらえるよう取り組みを考える必要がある。

6 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（わくわく土曜体験教室）の開催（年80回以上） 	<p>△ わくわく土曜体験教室をはじめとした子どもを対象とした文化やスポーツなどの多彩な体験教室を開催することができた。しかし、コロナ禍の影響もあり、年80回以上は達成できなかった。今後も引き続き実施する必要がある。</p>
7 子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。	
<ul style="list-style-type: none"> 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上） 	<p>○ 要保護児童対策地域協議会の会議において情報交換した。会議は年1回以上開催された。今後も引き続き相談機関の情報交換会の開催を推進する必要がある。</p> <p>また、令和6年度からこども家庭センターが新設され、子育て全般や子ども自身の相談など、サポート体制がより一層強化された。今後も関係機関で連携をし、子どもが悩み事を相談しやすい環境の充実を図る必要がある。</p>

7 子どもの権利に関するアンケート調査結果（抜粋）

(1) 目的

町内の子どもや保護者の、子どもの権利に関する意識や内灘町子どもの権利条例の認知度等について把握し、第3次内灘町子どもの権利条例推進計画策定の参考資料とする。

(2) 調査期間

令和7年9月

(3) 対象

町内の小学校4～6年生とその保護者、中学校1～3年生とその保護者

(4) 調査方法

児童・生徒…各学校を通じて、Google フォームのURL を送付しフォームから回答

保護者…小中学校向け保護者連絡サービス tetoru (テトル) を通じて、Google

フォームのURL を送付し、フォームから回答

(子が2人以上いる場合は、1人につき1回の回答)

(5) 調査の実施主体

内灘町

(6) 回収結果

単位：回収率は%、他は人

区分		小学校	中学校	合計
児童・生徒数		714	696	1410
子ども	回答数	546	470	1016
	回収率	76%	68%	72%
保護者	回答数	263	193	456
	回収率	37%	28%	32%

(7) 集計方法

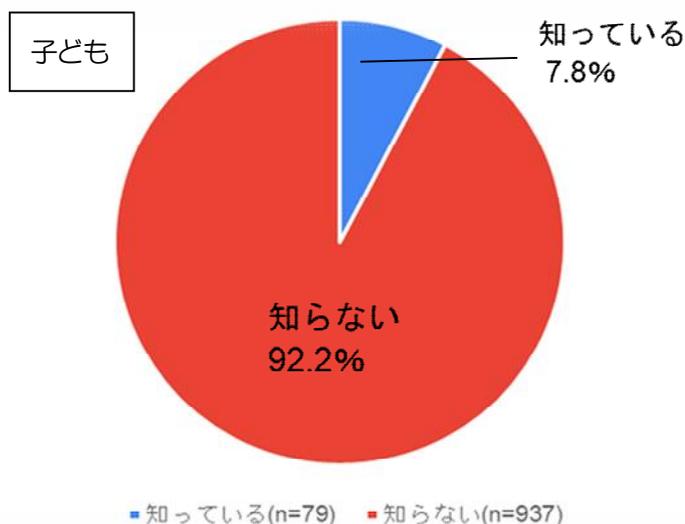
- 各質問の集計は無効回答を除いて小計し、これを母数（100%）として各選択項目の回答数の割合を示す。
- パーセンテージについては、小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%には一致しない。
- 複数回答の質問は、1項目以上選択した回答者数を母数（100%）としているため、各選択項目の回答数の割合は、合計すると100%を超える。
- 自由記述においては、複数あったもの、特筆すべきものを抜粋して記載している。また、要約して記載しているため、一部原文と異なる箇所がある。

(8) アンケート結果（抜粋）

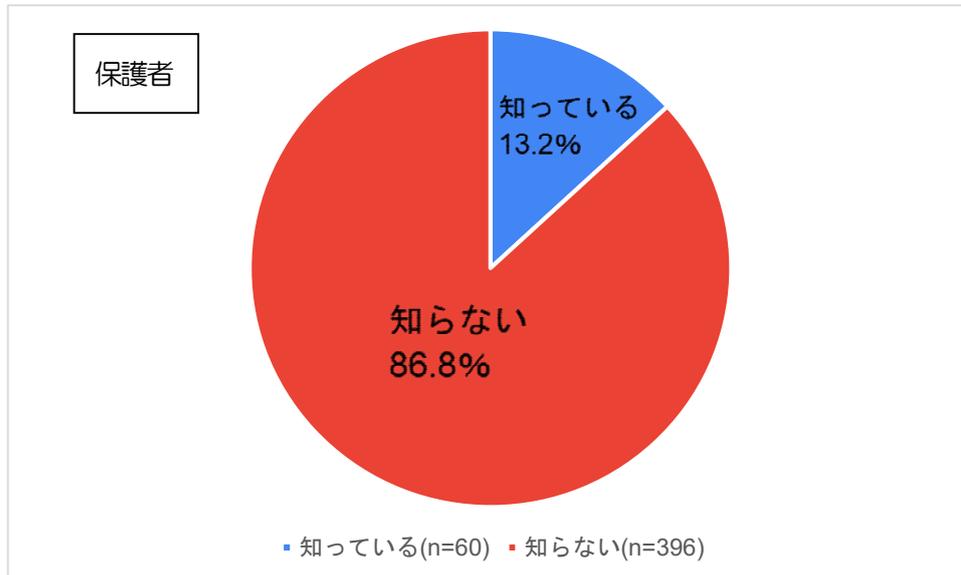
① 内灘町子どもの権利条例の認知度について

「内灘町子どもの権利条例」について「知っている」と答えた子どもは7.8%であり、「知らない」と答えた子どもは92.2%でした。また、「知っている」と答えた保護者は13.2%であり、「知らない」と答えた保護者は86.8%でした。

（子ども 【問19】）あなたは、「内灘町子どもの権利条例」を知っているか。



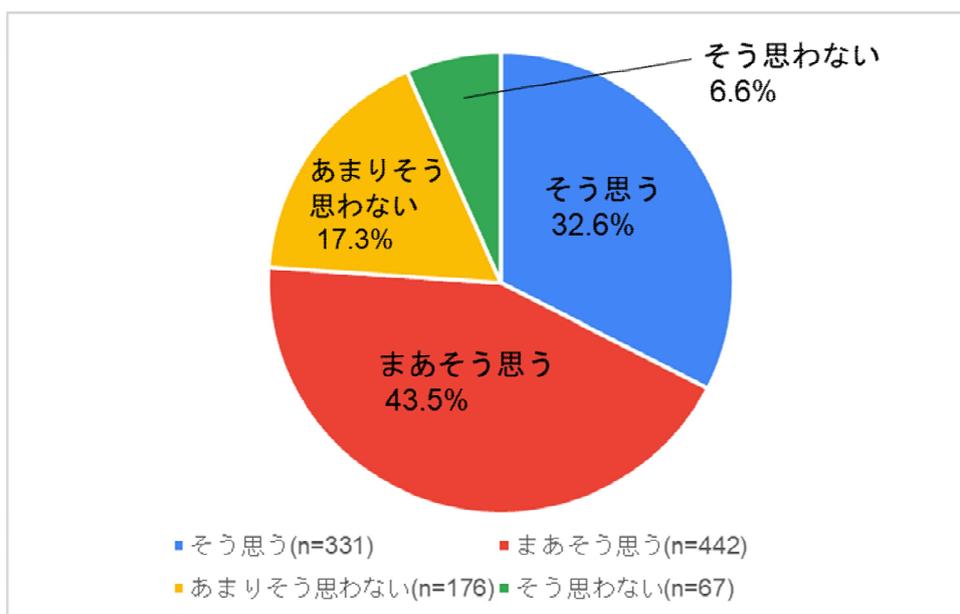
(保護者 【問16】) あなたは、「内灘町子どもの権利条例」を知っているか。



② 子どもの自己肯定感について

「自分のことが好きか」について「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した人は、2割以上いました。

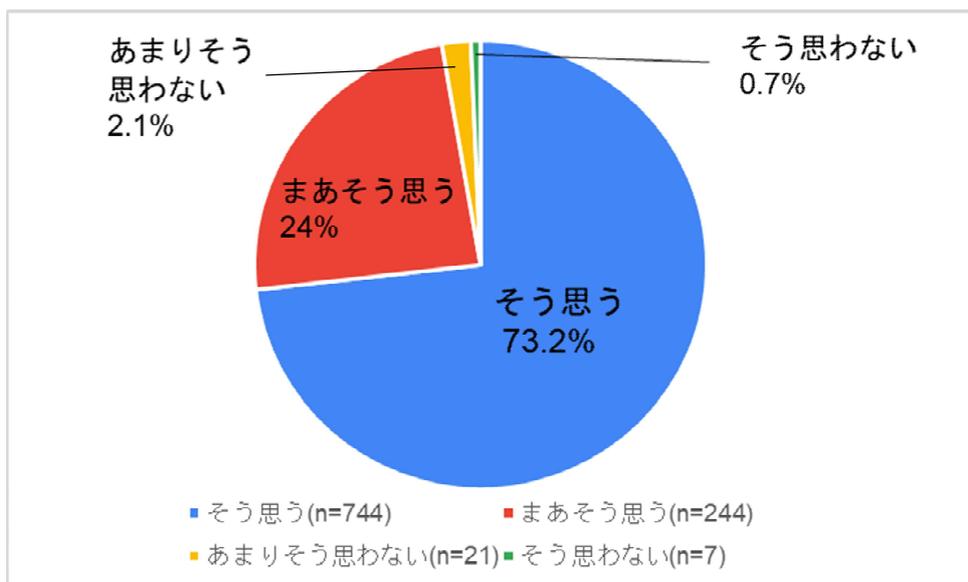
(子ども) 【問5】 あなたは、自分のことが好きか。



③家庭でのコミュニケーションについて

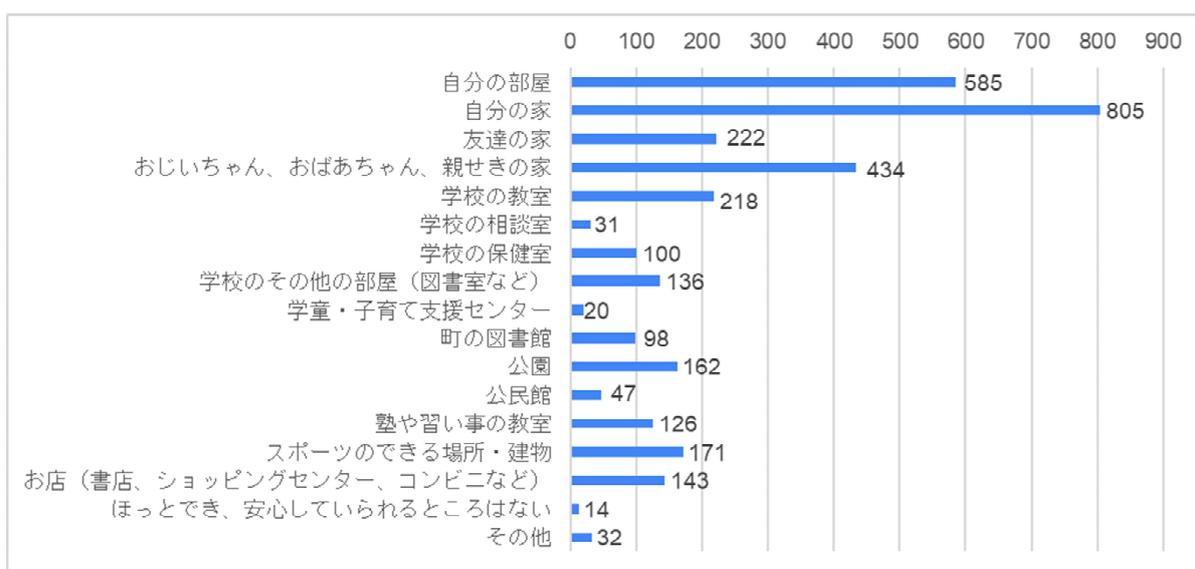
「家族から大切にされていると思うか」について「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した人は、一定数いました。

(子ども)【問6】あなたは、家族から大切にされていると思うか。



④ほっとでき、安心していられるところについて

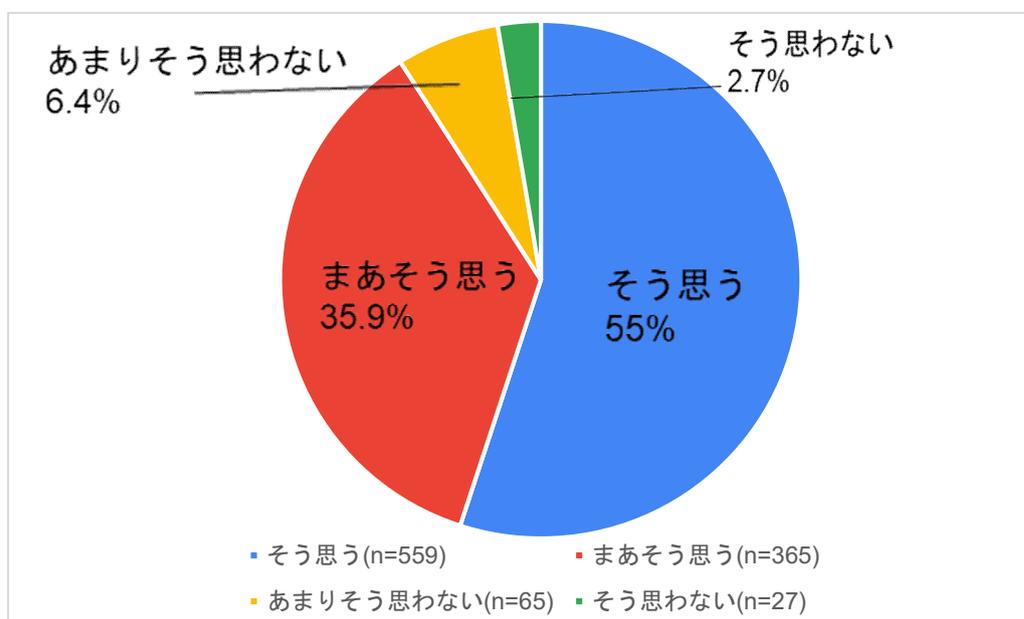
(子ども)【問8】あなたにとって、ほっとでき、安心していられるところはどこか。(複数選択可)



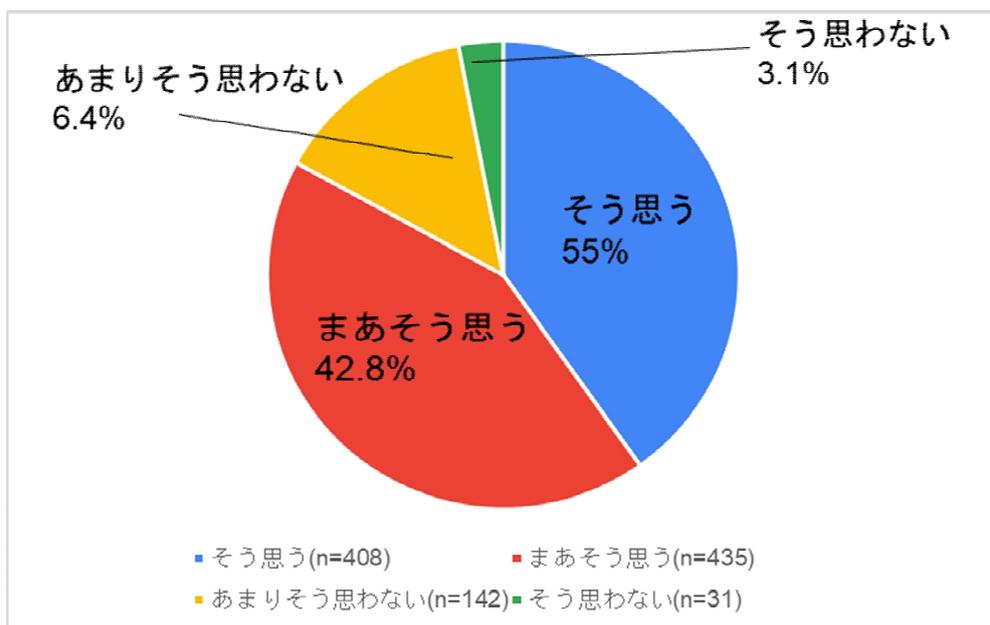
⑤相談や意見表明の機会について

「考えを聞いてもらっているか」について家族や学校の先生では、「そう思う」「まあそう思う」と答えた子どもは、多くいましたが、「あまりそう思わない」「そう思わない」と答えた子どもも一定数いました。

(子ども)【問9】 家族にあなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか。



(子ども)【問11】 学校で先生にあなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか。

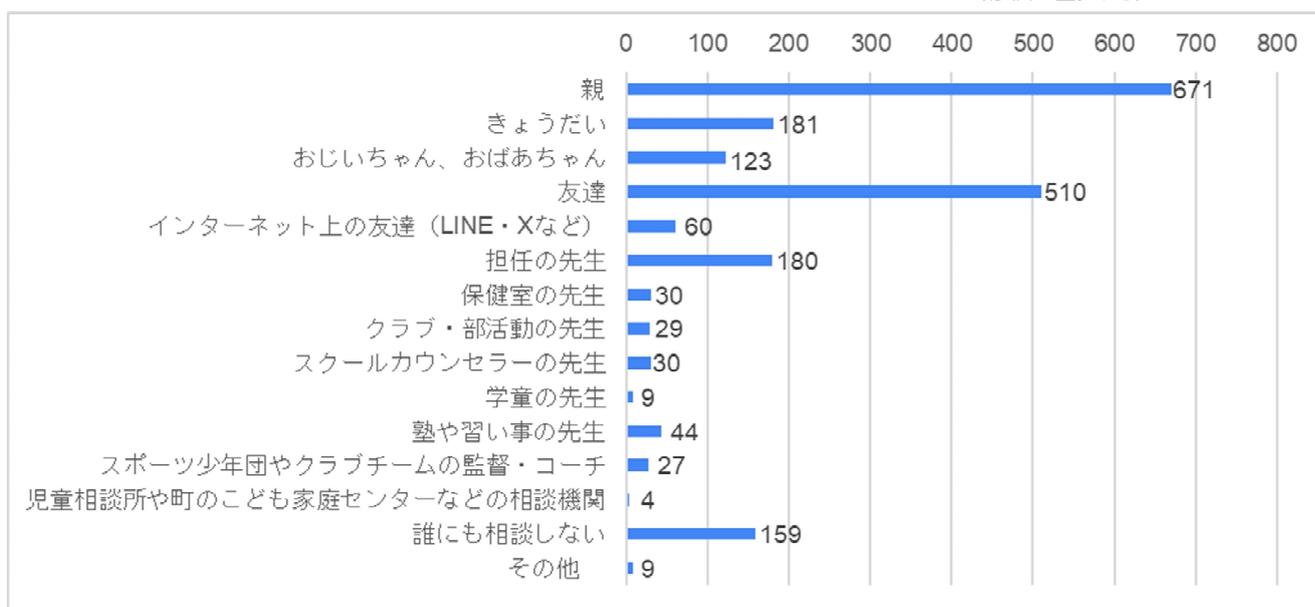


⑥困ったり、悩んだりしたとき相談する人

家族や友達が多く、「誰にも相談しない」と答えた子どもは、159人と多くいました。

(子ども)【問14】 あなたが、困ったり、悩んだりしたとき、誰に相談するか。

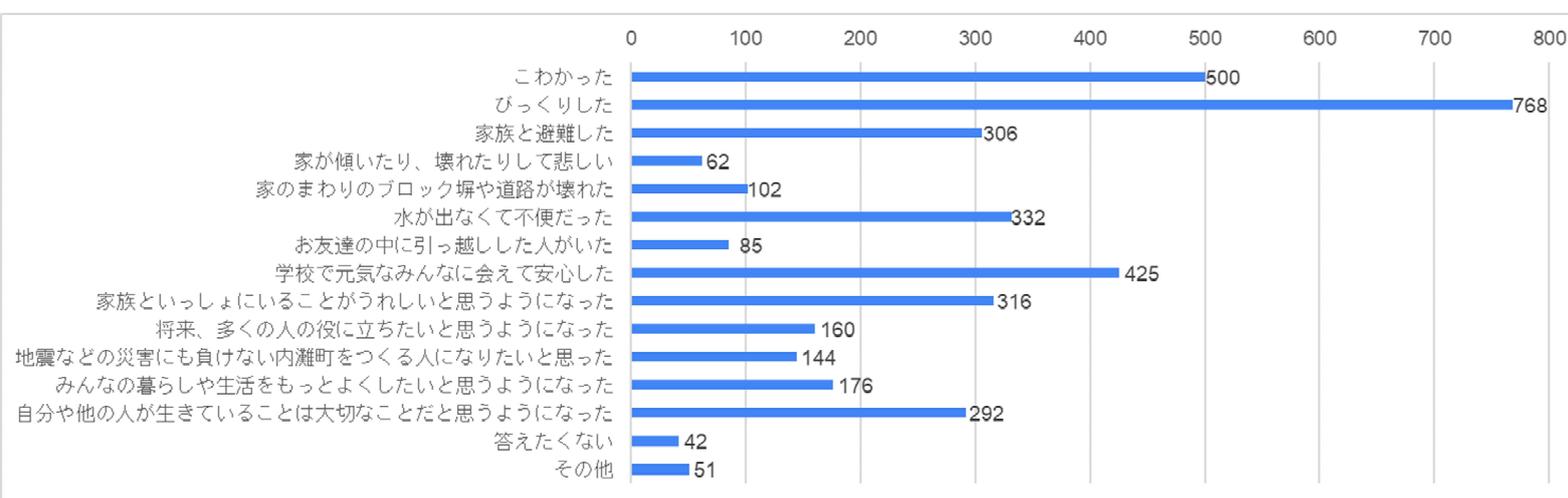
(複数選択可)



⑦令和6年能登半島地震について

「令和6年能登半島地震の発災時の様子や、地震について今思っていること」について、「こわかった」「びっくりした」と回答した子どもが多い結果となりました。また、その他の意見では、震災後、施設の利用が制限され、思うようにスポーツ活動が出来ないと悩んでいる意見も寄せられました。

(子ども)【問 16】 令和6年能登半島地震の発災時の様子や、地震について今思っていること (複数選択可)



第3次内灘町子どもの権利条例推進計画

令和8年3月

編集・発行 内灘町教育委員会教育部文化スポーツ課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
TEL 076-286-6716 FAX 076-286-6714
E-mail bunspo@town.uchinada.lg.jp